



平成 24 年 5 月 9 日

各位

会社名 帝人株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 大八木 成男  
(コード番号 3401 東証大証第一部)  
問合せ先 I R 室長 池田 正宏  
(TEL 03-3506-4395)

### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入しておりますが、その有効期間は、平成 24 年 6 月 22 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

当社は、旧プランの有効期間の満了を受け、旧プランの更新について検討してまいりました結果、旧プラン導入後の実務の動向を踏まえ、平成 24 年 5 月 9 日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、旧プランの内容を改定した上（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）、更新することについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### <旧プランからの主な見直しの概要>

当社取締役会による意見表明のための検討期間（30 日間）及び、独立委員会による検討期間（当初の期間 60 日間と延長の上限 30 日間）について、恣意的運用を避けるため、「原則として」という文言を削除し、期間を明確に限定しました（なお、各検討期間自体に変更はありません。）。

前述の変更点を踏まえ、対応策の概要を記載します。詳細な内容は正式文書「本文」をご覧ください。

本プランを策定するにあたり、企業価値を高める買収や効率的な経営を阻害し、経営者の保身に利用されることがないよう留意した点は以下の諸点です。

1. 本プランの更新が中長期的な企業価値の向上に資するものであること
2. 本プランの更新は株主総会の決議に基づき行われること
3. 新株予約権の無償割当ての実施にあたっては、米国の証券取引所で規則化されている要件と同等の独立性が確保された社外取締役・社外監査役 5 名からなる独立委員会による評価・判断が行われ、取締役会は、独立委員会の勧告を尊重しこれに従い決議すること
4. 有効期間を平成 24 年 6 月 22 日開催予定の定時株主総会の終結の時から平成 27 年 3 月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までの 3 年間とし、期間を限定したこと

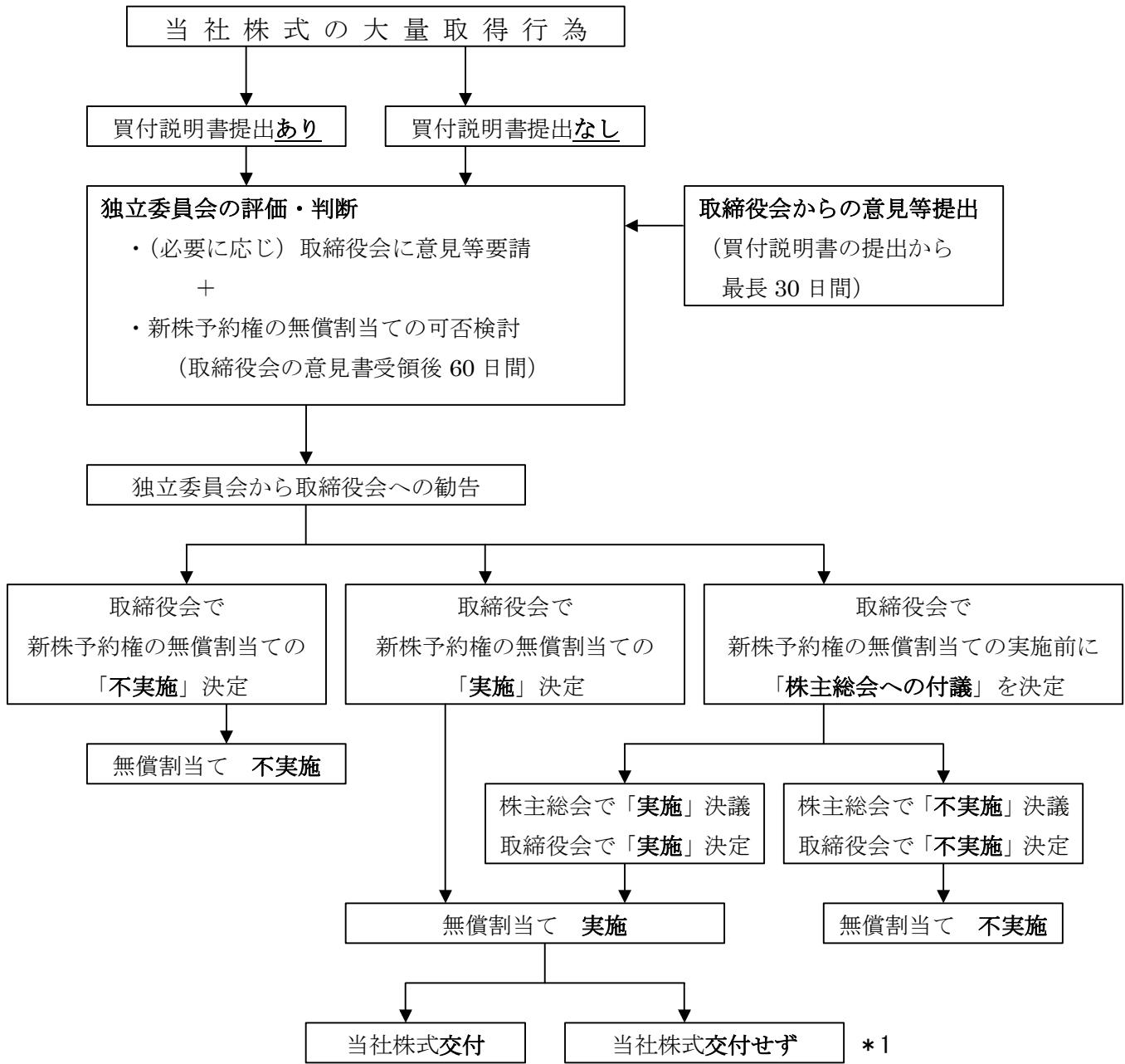
以下、買収防衛策のポイントにつき、ご説明します。

1. 本プランの対象となる買付は、株式の保有割合が 20%以上となる買付です。
2. 買付者には、事前に買付説明書の提供を求め、当社が、情報収集や検討を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案を提示したり、買付者との交渉を行っていくための手続きを定めています。
3. しかし、この手続きを買付者が守らなかった場合などには、独立委員会の勧告に従い、取締役会は、その時点の全ての株主に対し、保有株式 1 株につき 1 個の割合で「取得条項付新株予約権」を無償で割り当てる 것을決議します。
4. 新株予約権に付された取得条項により、当社は買付者等以外の株主の皆様から新株予約権を取得しこれと引換えに、新株予約権 1 個につき、当社株式 1 株を交付します。
5. 買付者等以外の株主の皆様全員に平等に当社株式を交付しますので、株主の皆様の保有する株式の希釈化は生じません。買付者等には当社株式は交付されませんので、この交付により、買付者等の保有する当社株式の議決権割合を最大 50%まで希釈化させる可能性があります。
6. 新株予約権の無償割当ては以下のようない定めた要件に該当し、新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められる場合に行われます。
  - 本プランに定める手続きを遵守しない場合、
  - 株式を買い占め、当社に対し高値で買取りを要求する場合や、当社の経営を一時的に支配して、資産処分により一時的な高配当をさせ株価を吊り上げ売り抜ける行為のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合、等です。
7. 株主の皆様への影響につきご説明します。
  - 本プラン更新時は、新株予約権の無償割当てを行いませんので影響はありません。
  - また、買付者が現れ、新株予約権の無償割当てを実施し、株式が交付された場合でも、買付者等以外の株主の皆様の保有する当社株式の希釈化は生じません。
  - しかし、新株予約権の無償割当て実施後に、例えば買付者が買付を撤回した場合には、当社が当社株式を交付することなく無償で当該新株予約権を取得することが

あります。この場合、これに伴って、当社株式の価格が少なからず変動することがあります。

添付資料：対応策の流れ

## 対応策の流れ



\*1 無償割当て後に、例えば買付者が買付を撤回した場合は、当社が無償で当該新株予約権を取得し、当社株式を交付しないことがあります。

## 本文

### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入しておりますが、その有効期間は、平成 24 年 6 月 22 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

当社は、旧プランの有効期間の満了を受け、旧プランの更新について検討をしてまいりました結果、旧プラン導入後の実務の動向を踏まえ、平成 24 年 5 月 9 日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、旧プランの内容を改定した上（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）、更新することについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の平成 24 年 3 月 31 日現在の大株主の状況は別紙 1 「当社の大株主の状況」のとおりであり、本日現在、当社が具体的に第三者から大量買付の提案を受けている事実はありません。

#### 1. 当社の株主の在り方に関する基本方針

（会社法施行規則第 118 条第 3 号にいう、当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社の株主の在り方について、当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの、④当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性、買付後の当社に対する経営方針（当社に係る利害関係者の対応方針を含みます。）、事業計画、資本政策及び配当政策等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当なものも想定されます。このような大量取得行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

## 2. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を既に実施しています。これらの取組みは、上記1の基本方針の実現にも資するものと考えています。

### (1) 中長期経営ビジョン「CHANGE for 2016」による企業価値の向上への取組み

当社は、世界に存在感のある「グローバルエクセレンスの獲得」に向けて、2020年度を見据えた長期ビジョンと 2016 年度までの中期経営計画からなる中長期経営ビジョン「CHANGE for 2016」を 2 月 8 日に発表いたしました。この「CHANGE for 2016」によって、長期ビジョンを基に成長目標と成長戦略を明確にし、実行計画に落とし込む事で持続的成長を実現していきます。

成長の業績イメージについては、

- ・ 2016 年度 売上高：1.3 兆円 営業利益：1,000 億円
- ・ 2020 年度 売上高：2.0 兆円 営業利益：2,000 億円

と設定し、これを達成する為の施策として「事業」「地域」「技術」「人財」の「4つのポートフォリオ変革」を推進しています。

具体的には、「事業ポートフォリオの変革」として重点戦略・新規育成分野への経営資源の重点・優先配分、「地域ポートフォリオの変革」として特にアジア・新興国を重点地域とした戦略の推進、「技術ポートフォリオの変革」として高次加工技術の強化・獲得及び素材技術とヘルスケア技術の融合による新事業創出、「人財ポートフォリオの変革」としてグローバル化とダイバーシティの加速を進め、成長の実現に結びつけます。

また、株主還元については、連結業績に連動した利益還元を行うことを基本方針とし、併せて財務体質の健全性や中長期の配当の継続性を勘案して配当を実施します。

### (2) 「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化」による企業価値向上への取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、従来「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化」を重要な課題に掲げ取り組んでいます。

具体的な取組みとしては、次のような施策を実施しています。

#### (a) 意思決定、業務執行、監視・監査の 3 機能の分離と強化

当社は、意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を目的に、定款で取締役を 10 名以内と定め、また、取締役のうち 3 名は社外取締役とし、さらに、米国の証券取引所で規則化されている独立性要件と同等の要件を自主的に設定して社外取締役の独立性を確保しています。なお、当社社外取締役は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める独立性の要件も満たしています。

なお、取締役会の監視・監督機能を強化するため、取締役会の議長は、内部業務執行を担当しない会長が務めることになっています。

監査役会は5名で構成され、社外監査役を過半数の3名とするとともに、社外取締役と同様に、当社が自主的に設定する独立性要件を充足することを求め、これにより監査役監査の透明性を確保しています。なお、当社社外監査役は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める独立性の要件も満たしています。

(b) アドバイザリー・ボード

国内外の有識者による経営全般への助言・提言を通じた「より良い経営、透明性の高い経営」の遂行と経営トップの評価を目的に「アドバイザリー・ボード」を設置し、取締役会の諮問機関と位置づけて運営しています。アドバイザリー・ボードは、5~6名の社外アドバイザー（日本人3名、外国人2~3名）と会長、社長（CEO）で構成され、定例会合は年2回実施しています。

アドバイザリー・ボードの役割りのひとつとして指名・報酬委員会機能があり、社長（CEO）の交代及び後継者の推薦、帝人グループの役員報酬制度・水準の審議、社長（CEO）・代表取締役の業績評価等を行っています。会長又は社長（CEO）にかかる案件を審議する場合は、本人が退席の上で行うなど公正な運営に努めています。

(c) コーポレート・ガバナンス・ガイドの制定

当社では、上記のコーポレート・ガバナンスに関する各種取組みを含む、具体的な指針をコーポレート・ガバナンス・ガイドと位置づけ、取締役会がこれを定めて開示しています。この開示を通じて、株主の皆様に対してコーポレート・ガバナンス・ガイドの遵守を宣言し、同ガイドに沿った経営をより確固たるものとしています。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プラン更新の目的

本プランは、上記1に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして更新するものです。当社の株券等に対する買付（下記(4)「本プランの発動及び廃止に係る手続き」(a)に定義されます。以下同じとします。）が行われた際に、株主の皆様が適切な判断を下すために必要な情報や時間を確保したり、買付者（下記(4)「本プランの発動及び廃止に係る手続き」(a)に定義されます。以下同じとします。）と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

## (2) 本プランの概要

### (a) 買付者に遵守を求める買付のための手続き

本プランは、まず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、買付が行われる場合に、買付者に対し、事前に当該買付に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社取締役会の計画や代替案等を提示したり、買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めています。

### (b) 買付のための手続きを買付者が遵守しない場合等の措置

買付者が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付を行う場合には、当社は、当該買付者による権利行使が認められない旨、及び当該買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条件が付された取得条項付新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して無償にて割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等の判断は、社外取締役又は社外監査役のいずれかに該当する者の中から取締役会が選任した者により構成される独立委員会の判断を経るものとします。本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合には、その行使又は当社による取得に伴って買付者以外の株主の皆様に当社株式の交付がなされた場合には、当該買付者の有する当社株式の議決権割合を最大 50%まで希釈化させる可能性があります。

## (3) 独立委員会の設置

本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等の判断は、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（別紙2「独立委員会規程の概要」）に従い、社外取締役又は社外監査役のいずれかに該当する者の中から取締役会が選任した者により構成される独立委員会の判断を経るものとします。

独立委員会委員の数は、原則5名とし、任期は、原則選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの更新時における独立委員会委員の氏名及び略歴は、別紙3のとおりです。

## (4) 本プランの発動及び廃止に係る手続き

### (a) 対象となる買付

下記①又は②に該当する買付その他これに類似する行為又はその提案<sup>1</sup>（以下、併せて「買付」といい、買付を行う者を「買付者」といいます。）がなされたときに、本プランに定められる手続きに従い本新株予約権の無償割当てをすることが検討されることとなります。

---

<sup>1</sup> 第三者に対して買付を勧誘する行為を含みます。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が 20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>7</sup>及びその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 買付者に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付を行う買付者は、当社取締役会が提出不要と判断した場合を除き、買付の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める、買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者が買付に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により日本語で提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、直ちに買付者から買付説明書が提出された事実について情報開示を行うと共に、直ちにこれを独立委員会に送付します。

- ① 買付者及びそのグループ（共同保有者<sup>9</sup>、特別関係者及び買付者を被支配法人等<sup>10</sup>とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（具体的名称、事業内容、経歴又は沿革、企業統治（ガバナンス）システム、社会的責任（CSR）への取組み状況、資本構成、財務内容、法令遵守状況、当該買付者による買付と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）<sup>11</sup>
- ② 買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等を含みます。）
- ③ 買付の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容、金額及びその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付者による当社の株券等の過去の取得に関する情報

---

<sup>2</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。以下同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

<sup>9</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

<sup>10</sup> 金融商品取引法施行令第 9 条第 5 項に定義されます。

<sup>11</sup> 買付者がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

- ⑤ 買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付の後の当社の経営方針（当社に係る利害関係者への対応方針を含みます。）、事業計画、資本政策、配当政策
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(c) 買付の内容の検討・買付者との交渉・代替案の提示

独立委員会は、買付者から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対してても、買付者の買付の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を、その作成に合理的に必要と独立委員会が認める期間内（30日を上限とします。）に提示するよう要求することがあります。

独立委員会は、買付者及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等を受領した後、比較検討等を通じてより客観的な判断を行うために、最長60日間（但し、下記(d)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付者の買付の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付の内容を改善させるために、必要であれば、直接又は取締役会に委任した上で、当該買付者と協議・交渉を行います。

独立委員会の判断が、企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、独立委員会検討期間が開始された事実及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者が出現した場合において、以下の手続きを行うものとします。

なお、独立委員会は、以下のいずれの場合も、その勧告の内容その他の判断事項について、決定後直ちに情報開示を行います。

- ① 独立委員会は、買付者の買付の内容の検討・買付者との交渉の結果、買付者

による買付が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合、もしくは、該当しても本新株予約権の無償割当てをすることが相当ではないと判断した場合、又は、当社取締役会が独立委員会の要求にかかる上記(c)に規定する意見及び独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てをしないことを勧告します。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に重要な変動が生じ、下記②の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うものとします。

- ② 独立委員会は、買付者による買付が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断した場合、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、ある買付について下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち(b)から(d)に該当するか否かの判断が必要な場合、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を当該勧告に付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者が買付を撤回した場合その他買付が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に重要な変動が生じる等の理由により、下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由が存しなくなった場合

- ③ 独立委員会は、当初の独立委員会検討期間終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合、買付者の買付の内容の検討・買付者との交渉・代替案の作成等に合理的に必要とされる範囲内（30日を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 取締役会の決議、株主総会の招集

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を得た場合、当該勧告を尊重しこれに従い最終的に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の決議を当該勧告後速やかに行うものとします。

但し、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際して当該実施に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行い、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者を被支配法人等とする者の特別関係者を含みます。）は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

(5) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者による買付が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められる場合、上記(4)「本プランの発動及び廃止に係る手続き」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てをすることを予定しております。なお、上記(4)「本プランの発動及び廃止に係る手続き」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てをすることが相当かどうかについては、必ず独立委員会の判断（及び、独立委員会が新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際して当該実施に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合、株主総会の判断）を経ることになります。

(a) 本プランに定める手続きを遵守しない買付である場合

(b) 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付（例えば、下記に掲げる行為）である場合

- ① 株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当

社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為

- ③ 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- (d) 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性、買付後の当社に対する経営方針（当社に係る利害関係者への対応方針を含みます。）、事業計画、資本政策及び配当政策等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付である場合

(6) 本新株予約権の概要

本プランに基づき無償割当てをする本新株予約権の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1 ヶ月間から 6 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者<sup>12</sup>、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者<sup>13</sup>、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、(V) 上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(VI) 上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者<sup>14</sup>（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、本新株予約権行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要と

---

<sup>12</sup> 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20% 以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

<sup>13</sup> 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20% 以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

<sup>14</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。）をいいます。

される非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得します。
- ② 当社は、当社取締役会の決定により、当社取締役会が定める日が到来することをもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができるものとし、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（例えば、上記の取得がなされた日以降に、非適格者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得て譲受け又は承継した者が存在する場合）、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日が到来することをもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものの全てを取得することができるものとし、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### (7) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成 24 年 3 月期（平成 23 年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時から平成 27 年 3 月期（平成 26 年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

#### (8) 本プランの廃止及び変更

本プランの更新後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②独立委員会の勧告により取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることができます。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本プランの趣旨に反しない場合、独立委員会の承認を得た上で、本プランを変更することができます。さらに、取締役会は、独立委員会の勧告に従い、本プランを見直し、もしくは変更し、又は基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための別の取組みを行う場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### (9) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 24 年 5 月 9 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### 4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、本プランが、上記 1 の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

#### (1) 株主意思の反映

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認を条件として発効し、その有効期間は、平成27年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで、つまり、中長期経営ビジョン「CHANGE for 2016」による成長戦略の一定の効果が発現する平成26年度を含む3年といたします。また、当社取締役の任期は1年となっていますので、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思を反映させることができます。さらに、上記3.(8)「本プランの廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、株主の皆様のご意向が反映されます。

#### (2) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランにおいて、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置することとしました。独立委員会は社外取締役及び社外監査役の中から取締役会が選任した者から構成します。社外取締役及び社外監査役については、米国の証券取引所で規則化されている独立性要件と同等の要件を自主的に設定することにより、その独立性を十分確保しております。また、独立委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、本プランの運営は透明性をもって行われます。

#### (3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、しかも、これらの客観的要件は、上記1記載の基本方針において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

#### (4) コーポレート・ガバナンスの強化の継続

当社では、①取締役の員数を10名以内と定め、そのうち3名については独立性を確保した社外取締役とし、また、監査役の過半数である3名を社外監査役とすること等により、意思決定、業務執行、監視・監査の3機能の分離と強化を図り、②5~6名の社外アドバイザー（日本人3名、外国人2~3名）と会長、社長（CEO）で構成されるアドバイザリー・ボードを取締役会の諮問機関として設置し、社長（CEO）の交代及び後継者の推薦、帝人グループの役員報酬制度・水準の審議、社長（CEO）・代表取締役の業績評価等を行い、さらには③上記の取組みを含むコーポレート・ガバナンスの指針については、コーポレート・ガバナンス・ガイドとして開示しています。

以上の施策は、経営者の行動を規律する仕組み、つまりコーポレート・ガバナンス

として、監査役会を設置した我が国の上場会社において、先駆的な取組みと評価されているものです。この仕組みは、当社役員の保身的な行動を強く抑制する役割りを果たすものであり、本プランの実施にあっても、その恣意的な行使を抑止する重要な機能を果たすことが期待されます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当て期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当て期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様（以下「割当て対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。なお、割当て対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(4)「本プランの発動及び廃止に係る手続き」(d)②に記載した独立委員会の勧告に従い、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続き

#### (a) 本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当て対象株主の皆様に対し、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき 1 株の当社株式が発行されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記 3.(6)「本新株予約権の概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(b)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することができます。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は生じません。

#### (b) 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が定める日が到来することをもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を本新株予約権者に交付することができます。この場合には、取得の対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、本新株予約権 1 個当たり当社株式 1 株の交付を受けることになります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得手続き等

の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以上

大株主の状況

2012年3月31日現在

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数 (株)	持株比率(%)
1 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	79,138,000	8.03
2 日本トライ・サービス信託銀行(株) (信託口)	60,390,000	6.13
3 日本生命保険(相)	44,033,509	4.47
4 全国共済農業協同組合連合会	29,575,000	3.00
5 日本トライ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	28,777,000	2.92
6 SSBT ODO5 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	21,108,200	2.14
7 (株)三菱東京UFJ銀行	20,694,935	2.10
8 帝人従業員持株会	19,929,473	2.02
9 ステートストリートバンクアンドトラスト カンパニー505104	14,114,025	1.43
10 資産管理サービス信託銀行株 (年金信託口)	12,417,000	1.26

(注) 持株比率は、自己株式(380,468株)を控除して計算しています。

### 独立委員会規程の概要

- 1) 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 2) 独立委員会委員は、当社取締役会が、原則として、当社社外取締役の全員に加え、当社社外監査役については当社監査役全員の同意を得て、在任期間の長い当社社外監査役より順に定員に充足するまでの人数を選任する。
- 3) 独立委員会委員の数は、原則 5 名とする。
- 4) 独立委員会委員の任期は、選任後 1 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- 5) 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を尊重しこれに従い、最終的な決定を行う。なお、各独立委員会委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社役員の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施（当該実施に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付する場合を含む。）又は不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ 本プランの変更又は廃止
  - ④ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための本プラン以外の取組みの導入
  - ⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- 6) 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 本プランの対象となる買付の決定
  - ② 買付者及び取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定
  - ③ 買付者の買付内容の精査・検討
  - ④ 買付者との交渉・協議
  - ⑤ 買付者による買付に対する代替案の検討・提示の取締役会への指示
  - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
  - ⑦ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑧ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- 7) 独立委員会は、買付者に対し、買付説明書及び買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者の買付の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
- 8) 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付の内容を改善させるために、必要であれば、直接又は取締役会に委任した上で、当該買付者と協議・交渉を行う。
- 9) 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- 10) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- 11) 各独立委員会委員は、買付がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- 12) 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴（予定）

澤 部 肇（さわべ はじめ）

昭和 39 年 4 月 東京電気化学工業株式会社（現 TDK 株式会社）入社  
平成 8 年 6 月 同 取締役  
平成 10 年 6 月 同 代表取締役社長  
平成 18 年 6 月 同 代表取締役会長  
平成 20 年 6 月 当社 社外取締役（現任）  
同 アドバイザリー・ボード メンバー（現任）  
平成 20 年 3 月 旭硝子株式会社 社外取締役（現任）  
平成 22 年 11 月 早稲田大学 理事（現任）  
平成 23 年 3 月 株式会社日本経済新聞社 社外監査役（現任）  
平成 23 年 6 月 TDK 株式会社 取締役取締役会議長（現任）  
平成 23 年 10 月 早稲田大学 評議員（現任）

飯 村 豊（いいむら ゆたか）

昭和 44 年 4 月 外務省入省  
平成 11 年 8 月 同 経済協力局長  
平成 13 年 2 月 同 大臣官房長  
平成 13 年 9 月 同 大臣官房審議官  
平成 14 年 7 月 日本国特命全権大使 インドネシア国駐在  
平成 14 年 11 月 兼 東ティモール国駐在  
平成 18 年 4 月 日本国特命全権大使 フランス国駐在 兼 アンドラ国駐在  
平成 19 年 5 月 兼 モナコ国駐在  
平成 21 年 7 月 外務省退官  
平成 21 年 7 月 日本国政府代表（中東地域及び欧州地域関連）（現任）  
平成 23 年 6 月 当社 社外取締役（現任）  
同 アドバイザリー・ボード メンバー（現任）

関 誠夫 (せき のぶお)

昭和 45 年 4 月 千代田化工建設株式会社入社  
平成 4 年 4 月 米国千代田インターナショナル・コーポレーション  
副社長  
平成 9 年 6 月 千代田化工建設株式会社 取締役  
平成 10 年 6 月 同 常務取締役  
平成 12 年 8 月 同 代表取締役専務取締役  
平成 13 年 4 月 同 代表取締役社長  
平成 19 年 4 月 同 取締役会長  
平成 21 年 4 月 同 相談役 (現任)  
平成 24 年 4 月 芝浦工業大学大学院 教授

妹 尾 堅一郎 (せの尾 けんいちろう)

昭和 51 年 4 月 富士写真フィルム株式会社 (現富士フィルム株式会社) 入社  
平成 11 年 12 月 株式会社慶應学術事業会 代表取締役副社長  
平成 13 年 4 月 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 教授  
平成 16 年 4 月 特定非営利活動法人 産学連携推進機構 理事長 (現任)

守屋 俊晴 (もりや としはる)

昭和 45 年 2 月 公認会計士小澤弘事務所入所  
昭和 47 年 10 月 公認会計士登録  
昭和 50 年 11 月 監査法人第一監査事務所 (現 新日本有限責任監査法人)  
入所  
昭和 59 年 5 月 センチュリー監査法人代表社員  
平成 7 年 9 月 日本公認会計士協会・公会計委員会 副委員長・同専門部会長  
平成 12 年 4 月 亜細亜大学・同大学院 講師  
平成 17 年 4 月 首都大学東京 監事  
平成 18 年 6 月 法政大学 会計大学院 教授 (現任)  
平成 18 年 6 月 ニフティ株式会社 社外監査役 (現任)  
平成 18 年 6 月 富士通フロンテック株式会社 社外監査役 (現任)  
平成 19 年 6 月 当社 社外監査役 (現任)  
平成 22 年 4 月 神奈川歯科大学 監事 (現任)